

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

mints の弁護士利用率が地裁別に分かる文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、1月24日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、存在しなかった。
- (2) 苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、本件開示申出文書を作成しなければならないとする定めはなく、最高裁判所は裁判所ごとの月別の mints 利用事件数をあくまで概数として把握しているのみであるため、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。
- (3) よって、原判断は相当である。